

令和7年度第3回伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2025(令和7)年11月17日(月) 午後1時30分から午後3時30分
開催場所	伊賀市役所本庁舎4階401会議室
傍聴者数	0名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 井上 順子【2号委員】 松村 元樹【2号委員】 伊室 春利【2号委員】 森本 吉光【2号委員】 岩野 帆乃佳【3号委員】 北森 輝【4号委員】
欠席委員	船見 くみ子【2号委員】 瀬戸口 早苗【4号委員】
事務局	○未来政策部公共・人づくり推進課 課長 植田、主査 大山、主査 大門、山澄
議事日程	委員長あいさつ 1. 協議事項 (1)「市民等との情報共有に関するガイドライン」の審査 (2)「事務事業の改善と改善に関するガイドライン」の審査 2. その他
配布資料	当日配布資料 ・ 事項書 ・ (参考資料) 伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿 ・ (参考資料) 行政事務事業評価審査委員会条例 ・ (参考資料) 総合計画第2章構想抜粋 ・ 資料1 共感による公共マネジメントパッケージ概要版 ・ 資料2 共感による公共マネジメントパッケージ ・ (追加資料) モデルケース①～③
議事概要	委員長あいさつ 1. 協議事項 (1)「市民等との情報共有に関するガイドライン」の審査 【委員】P32に記載されている伊賀市広報戦略指針や市政に関する情報を市民と共有するための指針を初めて知った。ガイドラインや指針があっても、興味のある人しか知らない状況である。ホームページに載せているだけで配布していないのではないか。ガイドラインを作っただけで終わっている。 ➤ 【委員長】これは指針なので市の職員のためのもので、必ずしも市民に周知する位置づけのものではないということか。 ➤ 【事務局】仰る通り。市の職員がどういった視点で広報をしていくかというもの。ホームページに掲載してはいるが、市民への配布はしていないと思う。 ➤ 【委員長】今回のガイドラインはどうするか。

➤ **【事務局】**職員が使うガイドラインのため、ガイドラインをこのまま市民に配布することにはならないと思うが、行政が知っているだけで良いのかという問題はあるので、何が適切な方法なのかを考える。

【委員長】P31のこれからの情報共有のところに、行政と市民等との双方向のコミュニケーションを意識するとある。双方向なので、行政が一方的に市民に伝えるだけではなく、市民から行政に伝えていただくという視点も必要ではないか。

また、P34の情報共有の対象についても、「誰に」、と言ってしまうのではなく、「誰と」、ではないか。双方向と言いながら双方向を目指し切れていないガイドラインという印象である。

➤ **【事務局】**再度確認する。

【委員】利害関係者との情報共有についてだが、地域福祉計画に携わっている立場であり、10年程前に児童扶養手当を受給している世帯に向けて支援を実施した。その際に、就労支援の相談窓口など福祉の担当課以外にも、児童扶養手当を受給している世帯のニーズに応えられる制度があるにも関わらず、それらの支援が知られていないという状況であった。市の広報に載せるだけではなく、直接手渡しをすることで知ってもらった。情報が必要な人に、適切な手段を用いて共有を図ることが重要である。

【委員】情報を発信するだけでは効果がないので、意見を集めたい時は訪問する、直接聞き取るというのが一番良い手法ではないか。人手やお金がかかる方法ではあるが、そこをいかに丁寧にするかによって変わってくると思う。SNSは便利だが、直接ということが重要。行って話をすることで参加率も変わってくる。

➤ **【事務局】**今年度、新たにオープンハウスという手法を取り入れている。見ていただけるか、伝わるか、という部分でアナログ的な方法も重要である。これまでは、計画がある程度出来上がった状態でパブコメをとる場合もあったが、今回のガイドラインでは、伊賀市の現状を知っていただいた上で、市がなぜこの事業を行うのか、という背景やプロセスを伝えるということを重視している。

【委員】事務事業評価の中で、市民等との情報共有をどれだけやったかという点数欄があるが、情報共有の量や質まで指示する指標を作っていくのか。所属によって、情報共有を広くしたかどうか等の基準が変わってくるのではないか。それとも、担当課に任せるのか。また、担当課はますます時間をとられてしまう。時間をとられて結論が出るまでに何年もかかってしまうということになるのではないか。時間を長くかけてでも情報共有をしていくという指標で良いのか。

- **【事務局】**仰る通り。時間が長くかかる可能性はある。100%全員が賛成という事は難しいが、一定ご理解をいただくための丁寧な説明をするという習慣をつけないといけないと考えている。パブコメする段階ではなく、その前の骨組みや制度設計から情報共有することが重要である。そのことにより、測ることは難しいが、より理解していただく努力をすることが重要であるという指針として位置づけさせていただいている。
- **【事務局】**全ての事業のニーズ調査をすることは難しいが、最終の評価シートにニーズを把握したかという項目は設ける予定である。事業の性質によって、ニーズを確認すべきものは確認し、粛々と進めるべきものは粛々と進める、というようなシートを作りたい。
- **【委員】**共有のスピードは、目的によって変わるかと思う。P32の、ガイドラインの重要な要素の中に、「なぜ」が抜けている。迅速な意見聴取が必要であれば、情報共有に要する期間は短くなるし、精査する必要があるものは一定の期間が必要である。目的にもっと重きを置いてもよいと思う。
- **【事務局】**何を目的にするのか、理解できるガイドラインになるように努める。

【委員】 意見を集めるという部分に重点を置いたガイドラインであると感じたが、その意見に対してどう返すかという部分をもっと重要視した方がよい。

タウンミーティングに参加した際に、たくさんの意見が出ていたが、結局その意見がどうなったのかということが分からなかった。コミュニケーションのボールを投げたのに返してもらえないと、参加意欲が低下してしまう。いただいた意見をどういうところに活かしたかを返す、ということガイドラインに盛り込んでもらおうと、市民は自分の意見が反映されたと感じると思う。

- **【事務局】**仰る通り。職員は、意見を反映するという作業をやっているが、それが市民に伝わっていないように思う。
- **【委員】**パブリックコメントの返事と一緒に返すなどか。事務量は増えるが。
- **【事務局】**検討する。

【委員長】 P36の情報共有の手段について、どういう場面でどの手段が使われるか、それぞれの手段で、いただいた意見にどう対応していくか、という場合分けをすると、職員は、どうすればよいか分かりやすいのではないか。そういったガイドラインはないのか。

- **【事務局】**ない。職員が迷わないような記載にする。

【委員】 手段のところ提案であるが、広報戦略指針のP7を見て考えたが、どの世代も、LINE、Instagram、YouTube、Facebook等のSNS

から情報を得ているが、これらはアカウントをフォローしているなど、アンテナがある人に包括されている。市政に興味がない人に関心を持たせるには、広報いなが最たる手段かと思う。ただ、一方通行になってしまうので、どう双方向にするのかについて工夫が必要である。

【委員】以前農業分野のオープンハウスが行われていた。市役所や農業関連施設で開催してくれている。こういうものを増やしてもらうのもよい。地域福祉計画においても、今回各住民自治協議会単位で意見を集約してくれているが、返す、という部分ができていないというのは確かにそうだと感じる。意見を言ったら変わる、という経験をすることが大事である。

- 【委員】行政に係るのが面白いと思ってもらえるかがポイントである。参加したら変わる、という期待・関心を持ってもらうために工夫が必要である。
- 【委員】情報共有が困難な市民に対して情報を届けられる仕組みを確立できると、全ての市民に届く。とはいえ、すべて対面ということとは難しい。優先順位をつけて、どういう手段を使うか考えるということが重要である。

【委員長】情報共有の手段として、P36に記載されている手段以外にも考えられるのではないか。例えば、無作為で選んだ市民で行う市民協議会をやっている自治体もある。それらをどういう場面でどう使うのが適切かという事が記載されていると、ガイドラインとして分かりやすいと思う。そういうことを盛り込んでいくことを期待している。

- 【事務局】事例を挙げて、見る側にとって整理しやすいガイドラインにする。

【委員】意見の反映に関する部分が弱いガイドラインだと思う。意見がどう反映されたのかが分からないと、参画意識が低くなっていく。双方向のやり取りに係る指標が必要ではないか。

(2) 「事務事業の評価と改善に関するガイドライン」の審査

【副委員長】現状を把握することが重要である。現状や課題を把握するための調査を実施し、原因や背景を分析し、課題の整理をし、課題を取り除くための政策を導き出す、ということを丁寧に行う事が重要である。ここが曖昧になると政策も曖昧になってしまう。ある取組を推進するにあたっての市民意識調査の発注をした際に、価格で事業者選定した結果、専門性をもった状況把握が出来なかったことがある。ニーズ把握の指標についても、質が重要。現状把握を的確に行われたい。

また、事務事業を的確に評価できる体制づくりにも努められたい。

➤ **【事務局】**職員が、自分の仕事は総合計画に繋がっているという意識を持つことが必要である。課題ややるべきことがしっかり整理されていくと、正しい目標設定や指標が見い出せるため、丁寧にしていかなければならないと考えている。

内容確認については、庁内で連携しながら進める。

➤ **【委員】**現状を把握するためには、主観的な情報と客観的な情報の両方を取り入れ、分析することが重要である。

また、P43の縮小の方向について、完了と維持の間に課題が解決されていっているから縮小する、等のポジティブな意味での縮小もあるのではないかと。言葉のニュアンスが気になった。

➤ **【委員】**市の職員は異動があるので、やっと理解してくれたと思ったら人が変わる。そういった部分をしっかり引き継いでいってもらえたらよいと思う。

➤ **【事務局】**引き継いでいくための内部的なシートを作っていく。

【委員】事務事業の方向性について、評価点数が高く、向上の余地があるため拡充する事業と、目標を達成したため完了する事業がある。成果があったため拡充するものと完了するものがあるのが、イメージが付きづらい。

➤ **【事務局】**基本的には成果指標に設定したものが達成できたら完了になる。拡充は更に取り組むことでより良くなるというイメージ。

➤ **【委員】**方向性が違うと、どちらを目指せばよいのか分かりづらいのではないかと。方向性の記載が分かりづらいと感じる。

➤ **【委員長】**目標を達成したら完了するものと、更に拡充するものがあるので釈然としないということ。どう表現したらよいか。

➤ **【事務局】**評価の基準の表現の仕方を整理する。

➤ **【委員】**目標や課題にポジティブなものやネガティブなものが混在しているから分かりづらいのではないかと。したいのか、しなければならぬのか2パターンが混ざっている。これによって事務事業の見方が変わると思う。

【委員長】事務事業の評価をする立場から見た時に、このガイドラインが使いやすいかどうか、という視点でも議論できると感じる。

2. その他

次回開催予定：12月1日（月）9時30分～ 406会議室

以上